

身元確認（歯科的個人識別）への協力体制の現状

研究協力者 岩原香織（日本歯科大学生命歯学部 歯科法医学センター 助教）

研究代表者 中久木康一（東京医科歯科大学 頸顎面外科 助教）

研究要旨

大規模災害時の歯科医療救護の一つである身元確認（歯科的個人識別）は、歯科医師の重要な役割として、過去の実績より周知されている。災害時、主体となって活動する全国の歯科医師会では、それぞれで身元確認体制が構築され、それを文章化したマニュアルが多数存在していた。出務要請や身元確認作業の方法、歯科記録の作成方法など、ほぼ同様の内容であったが、デンタルチャートの書式、記載要領に関しては統一されているとは言えなかった。これは、歯科医師であれば、共通の認識が持てる範囲ではあるが、災害時の混乱、慣れない場所での慣れない作業を想定すると、検討、改善の余地があると考えられた。

A. 研究目的

昨年度は、日本における身元確認（歯科的個人識別）体制の状況、とくに、デンタルチャートの形式、歯科医学教育、歯科法医学関連学会・研究組織、歯科医師会における災害時の身元確認体制について、諸外国との比較を、文献や web 情報から行った。

本年度は、昨年度の検証も含め、日本で実際に行われている身元確認の現状を把握することを目的として、都道府県歯科医師会を対象とし、アンケート調査を行った。

B. 研究方法

都道府県歯科医師会 47 団体に対し、「大規模災害時における身元確認（歯科的個人識別）に関するアンケート調査」（参考資料 1）を郵送し、調査を行った。

また、アンケートの返信と同時に各都道府県歯科医師会で作成した「身元確認に関するマニュアル」と使用している「デンタルチャート」の添付も依頼した。

C. 結 果

「大規模災害時における身元確認（歯科的個

人識別）に関するアンケート調査」集計結果は参考資料 2 に示す。

1. 各都道府県歯科医師会 47 団体に対してアンケートを送付し、40 の歯科医師会より回答があった（回答率 85.1%）。
2. デンタルチャートに関して、死後記録用紙、生前記録用紙とも同じ書式を使用している団体は 24 団体（60.0%）、異なる書式を使用していると回答した団体は 16 団体（40.0%）であった。
3. 国外機関からデンタルチャートの作成、提出を依頼された事例はなかった。
4. 身元確認に関するマニュアルを作成している団体は 34 団体（85.0%）であった。そのうち、日本歯科医師会が作成したマニュアルを使用している団体は 2 団体であった。また、作成していないと答えた 6 団体の中でも、日本歯科医師会が発行しているマニュアルを使用すると答えた団体が 1 団体あった。

D. 考 察

デンタルチャートについて

歯科的個人識別は、遺体の検査結果と、該当者と思われる人が、生前、通院していた歯科医院に残された診療録やエックス線画像等の所見

とを、それぞれ死後記録用紙と生前記録用紙とに記載し、その上で同一性を判断するものである。

各都道府県歯科医師会で使用しているデンタルチャートは、死後記録用紙、生前記録用紙とも、中央に「歯型図」、その周囲に「所見欄」がある、という点が類似していた。

歯型図については、参考資料3に示すような、上顎咬合面観（永久歯、乳歯）、下顎咬合面観（永久歯、乳歯）、頬側面観（永久歯）が点線で描かれているものが多かった。肉眼的検査では、上顎咬合面観、下顎咬合面観、頬側面観の歯冠部分をみたまま記載し、エックス線画像検査を行った場合には、頬側面観の歯根部分に記載するようになっていた。いくつかの団体では、記録用紙のおもて面は永久歯の咬合面および頬側面を一つの図に記載する形式の歯型図が点線で描かれており、うら面には、永久歯と乳歯の頬側面観と、おもて面同様の乳歯の歯型図が点線で描かれている書式（参考資料4）を使用していた。咬合面および頬側面の図には肉眼的所見を、頬側面観の図にはエックス線画像所見を記載するようになっていた。いずれにしても、歯科医師であれば、遺体の口腔内所見および撮影したエックス線画像所見を、これらの歯型図に記載することに大きな問題は生じないと思われた。

アンケート調査で死後記録用紙、生前記録用紙で異なる書式を使用していると回答した団体は16団体（40.0%）であった。しかしながら、実際に添付された資料を詳細に検討すると、歯型図、所見欄は死後記録用紙、生前記録用紙とも同じものであり、その他の基本的情報の記入欄や備考欄が異なっているのみであった。すなわち、死後記録用紙では、遺体番号、事案名、検査場所、検査日時、遺体状況、発見場所、発見日時、性別、（推定）年齢、死因、所轄警察署、参考資料、特記・追加事項、検査者情報（氏名、住所）、立会い警察官氏名、略号などに、生前記録用紙に関しては、ファイル番号、記入日、患者情報（氏名、生年月日、年齢、性別、住所）、

通院期間、参考資料などの項目にバリエーションが見られた。なお、死後記録用紙、生前記録用紙とも同じ書式を使用していると回答した団体の中にも、その他の基本的情報の記入欄や備考欄が違うものも存在した。

所見欄に記載されている歯式を見てみると、ほとんどの団体でアングルサインと番号を用いる歯式記載法（Zsigmondy's system）を採用していた。1団体のみ、永久歯にはDVI形式で採用されている Two-Digit system、乳歯にはZsigmondy's systemを採用していた。しかし、この団体の使用するデンタルチャートの歯型図部分は、今回の調査で最も多く使用されている参考資料1と同様のものであった。

国外からの依頼について

今回の調査では、国外機関からデンタルチャートの作成、提出を依頼された団体はなかった。大規模災害に関わらず、今までにも国外で邦人が犠牲になり、歯科的個人識別が必要となつた事例はあったが、その場合に提出する歯科記録については、従来、関係省庁で転記、翻訳がなされてきた経緯があるため、資料を作成する段階では、現在日本で頻用されているとは言い難いDVI形式で作成する必要はないと考えられる。今回のアンケート結果より、日本ではある程度統一された書式が存在することが確認されたため、使い慣れた形式のもので歯科記録を作成し、必要に応じて依頼された形式に転記する方法が、前年度に報告した文献的考察の項目でも述べたように、災害時の個人識別に関する良質性の保持につながるものと考えられた。

身元確認マニュアルについて

マニュアルの整備に関しては、多くの県（34団体、85.0%）でなされており、災害時にどの程度混乱なく、実践可能かどうか、マニュアルの完成度も重要な要素となってくると思われた。

表題に「災害時」もしくはそれに類した表現が使用されているマニュアルに関しては、ほと

んどに身元確認の指揮系統、出動の流れや班編成に関して記載されており、各都道府県でのシステムは構築されていると推察される。しかしながら、出動要請後の各人の行動に関して詳細に記載されているマニュアルは少数であった。この少数のなかには、感染予防や二次被災に関する記載があるものも見られた。費用弁償等も含め、これらがマニュアルに記載される必要性の有無は別としても、各歯科医師会と自治体との話し合いは重要であり、両者による検討の成熟度が表れているマニュアル、実際の災害時において、各人の動きがわかるマニュアルへ改善していく必要性があると感じられた。

その他、必要資機材のリスト、死後所見採取の手順に関しては、ほとんどの団体で共通する内容であった。死後記録の作成にあたり、肉眼的検査、口腔内画像撮影、エックス線画像撮影が原則であり、印象採得などの方法も記載されていた。肉眼的検査に関しては、ダブルチェックシステム（duplication check, fail-safe system）が一般的であった。また、死後記録に関しては、ほとんどのマニュアルに記載例（見本）が掲載されていた。

しかしながら、死後記録に比べ、生前資料の収集・生前記録の作成方法に関する記載は少なく、照合に際して、生前記録を作成するのかしないのかも明確には記載されていないものが多くあった。照合・判定表の掲載はあるにもかかわらず、生前記録用紙の掲載がなかつたり、生前記録用紙は掲載してあっても、記載例が掲載していなかつたりするものが多くみられた。

死後記録作成に関しては、前述の通り、肉眼的検査、口腔内画像撮影が基本であり、現在は警察官への教育も行われ、平時の身元確認における死後記録の作成は、警察官により行われていることも少なくない。それに対し、生前記録の作成は、歯科診療録やエックス線画像、模型や技工指示書などの資料をまとめ、診療経過をたどりながら、診療最終日の状態を生前記録用紙に再現しなければならず、これは、歯科医師

の専門性を活かし、なし得る作業である。

また、平時の身元確認では、該当者が通院していたと思われる歯科医院に死後記録を持ち込み、照合・判定されることが少くないため、生前記録を作成することなく身元確認が行われることもある。しかしながら、大規模災害時には、多くの遺体の識別を行わなければならないことが予想され、生前資料と死後資料とを比較することで、スクリーニングが行われ、さらに、詳細な異同識別へと進められる。すなわち、収集された多種多様の生前資料を整理し、確実な管理を行い、ひとりひとりの生前記録を作成しなければならない。

近年では、歯科情報のデータベース化の研究も進められているが、個人情報保護の観点で議論が残るところである。閉鎖型、開放型などの災害の種類や歯科の個人識別が必要となるご遺体の数によって、どのような方法をとるのがよいのか、今後の研究の余地はあると考えられる。また、災害に紛れての事件性のある遺体に関する身元確認事例になった場合には、現在、施行されている、裁判員制度に照らし合わせても、専門的な用語の比較より、歯型図での比較が理解しやすいと考えられる。

照合・判定表についても同様のことが言える。身元確認は、死後記録と生前記録の比較を行い、照合・判定を行うが、これにも歯科医師の専門的知識が必要である。最終診療日と、死亡日、あるいは遺体発見日が近ければ、死後記録と生前記録の一一致率は高くなるが、その期間が長くなるほど、新たな疾患の発生や他歯科医院受診等により口腔内所見が変化する可能性が増大し、一致率は低くなる。照合・判定は、この「口腔内の経時的变化」を考慮し、歯科医師の専門性を十分に活かした上で行われる重要な作業である。以上より、歯科医師としては、日常当たり前に行えると思いがちである、生前記録や照合・判定に関する記載を、より詳細になされる必要があると感じられた。

歯型図、略号の記載法に関しては、ほとんど

のマニュアルに記載されていた。しかしながら、マニュアルによっては、歯冠色の記載法、う蝕の記載法等に関して若干、異なり、この点についても今後、検討、改善を要すると思われた。

E. 結 論

アンケート調査により、身元確認（歯科的個人識別）の業務は各都道府県で認知されており、デンタルチャートの書式等は統一されていないが、日本国内では、共通の認識が持てることが証明された。また、災害時の身元確認体制はすでに構築されているが、死後記録、生前記録の照合による判定までを身元確認と捉えることが重要であり、実践の基礎となるマニュアルは、さらなる検討を要すると考えられた。

F. 研究発表

特記事項なし

G. 知的財産権の出願・登録

特記事項なし

参考資料 1

「大規模災害時における身元確認（歯科的個人識別）に関する
アンケート調査」用紙

大規模災害時における身元確認（歯科的個人識別）に関するアンケート調査

貴歯科医師会における大規模災害時の身元確認（歯科的個人識別）について、伺います。

下記の質問について、該当する項目にチェックを入れ、自由回答欄に記載してください。

Q1：貴歯科医師会では、デンタルチャートは生前記録、死後記録とも同じ書式を使用していますか。（ひとつのみ）

- 1. いいえ、違う書式を使用
- 2. はい、同じ書式を使用

Q2：貴歯科医師会では、国外機関からの要請で、生前記録、死後記録を作成、提出したことがありますか。（ひとつのみ）

- 1. いいえ、提出したことはない
- 2. はい、提出したことがある

「2. ある」と回答された方にお尋ねします。

B - 1. 国外機関はどのような機関か教えてください。
例：インターポール

B - 2. 作成、提出に際して苦慮したことがありましたら、教えてください。

例：翻訳

Q3：貴歯科医師会では、身元確認に関するマニュアルを作成していますか。ある場合には、マニュアルの正式名称を教えてください。（ひとつのみ）

- 1. いいえ、マニュアルはない
- 2. はい、マニュアルがある
(名称：)

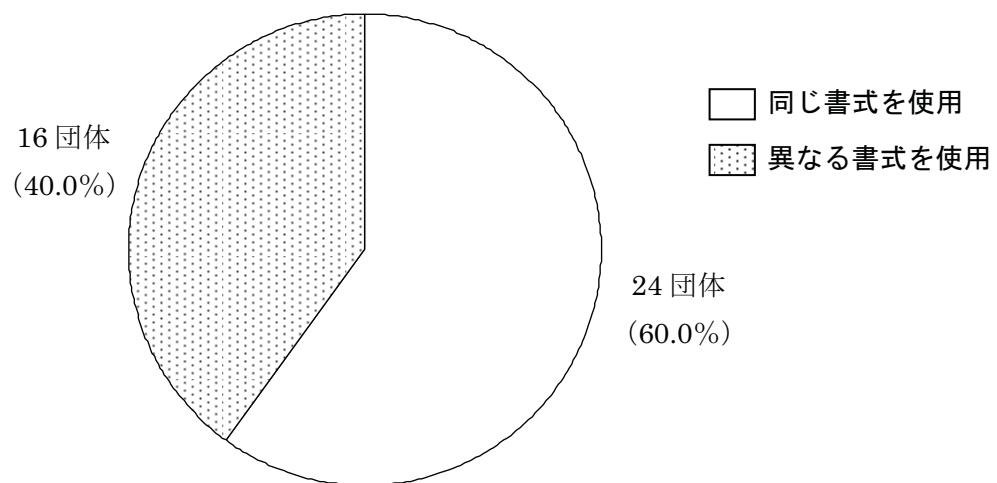
お手数ですが、貴歯科医師会で作成された「身元確認に関するマニュアル」と使用されている「デンタルチャート」とを、同封の封筒にて、お送りくださいますよう、よろしくお願いいたします（コピーでも結構です）。

Q4：その他、貴歯科医師会における大規模災害時における身元確認に関して、またこのアンケートに関して、ご意見等ありましたら、教えてください。メール (kaori-i@tky.ndu.ac.jp) でのご連絡でも結構です。

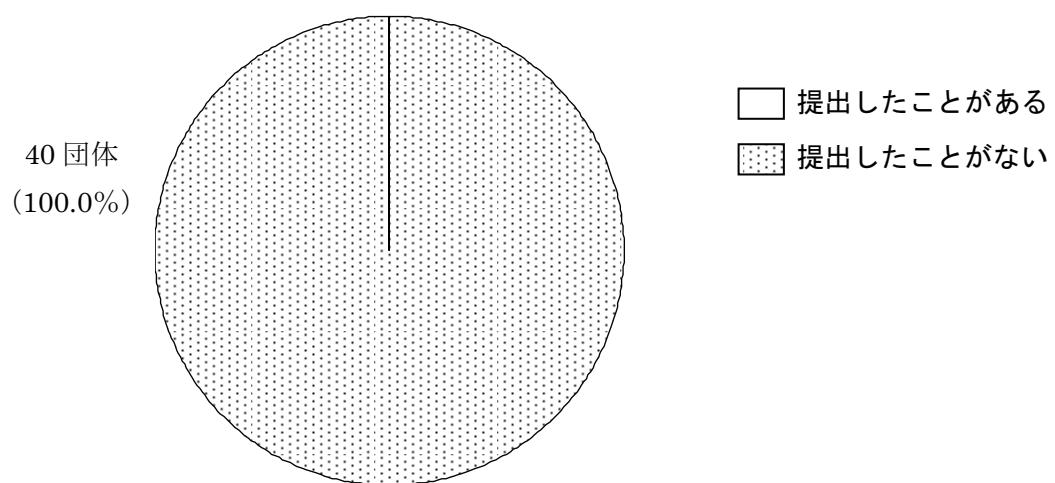
参考資料 2

「大規模災害時における身元確認（歯科的個人識別）に関する
アンケート調査」集計結果

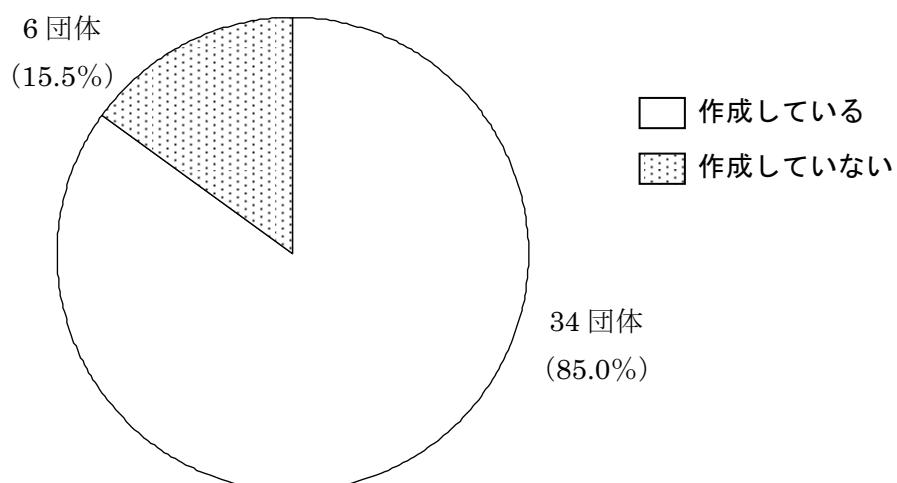
Q1：貴歯科医師会では、デンタルチャートは生前記録、死後記録とも同じ書式を使用していますか。



Q2：貴歯科医師会では、国外機関からの要請で、生前記録、死後記録を作成、提出したことがありますか。



Q3：貴歯科医師会では、身元確認に関するマニュアルを作成していますか。



参考資料 3

多くの歯科医師会で使用されていたデンタルチャートの歯型図

デンタルチャート(生前記録)		デンタルチャート(死後所見)	
氏名 性別 年齢 TEL 通院歴	記入日 性別 年齢 TEL 通院歴	被検者(性)名 発生(見)日時 発生(見)場所 性別 年齢 健否 部位 状況 種別 部位 状況 種別	
<p>【主な口腔所見】</p> <p>(1) 性別: 男 性別: 女 年齢: 60歳</p> <p>(2) 患疾年齢: 60歳</p> <p>(3) その他</p>		<p>検査依頼者 死体発見日時 死体発見場所 死体状況 検査者住所 検査者住所</p> <p>死体発見日時 死体発見場所 死体番号 死体番号 電話 電話 署名 署名</p>	

参考資料 4

肉眼的所見とエックス線所見とを異なる図に記載するタイプの
デンタルチャート

歯科記録用紙（情報収集用）

ファイル番号	記入日時	年 月 日	午前・午後	時 分		
患者氏名	♂・♀	記入歯科医師				
生年月日 星・大・昭・平 年 月 日 生 才		氏名	TL ()			
住 所		氏名	TL ()			
通院期間						
1] 口腔内状況（永久歯列）	[1] 1 [2] 2 [3] 3 [4] 4 [5] 5 [6] 6 [7] 7 [8] 8	注意点 レジン充填 抜去か脱落か 処置か未処置歯か 隕性か頸壊か				
右上顎		用具 □被全歯 □被歯冠 C □レジン充填 (O) □セラミカル充填 □コンレース □インレー □銀造冠 (全部、3/4、4/5) □樹脂複合 (レジン、陣材) □ジャケット・冠 □歯冠被積造 □局部床被積 (クラスフ、バー) □全部床被積				
右下顎		歯牙の有無 (有に ✓) □1] 1 □2] 2 □3] 3 □4] 4 □5] 5 □6] 6 □7] 7 □8] 8	左上顎 [1] 1 [2] 2 [3] 3 [4] 4 [5] 5 [6] 6 [7] 7 [8] 8	左下顎 [1] 1 [2] 2 [3] 3 [4] 4 [5] 5 [6] 6 [7] 7 [8] 8		
口腔内情報	位置、歯数異常 □埋伏歯 □転位歯 □歯列歯 □過剝歯 □控離歯 □歯間離開 □その他 部位	形態異常 □碧曲歯 □輪曲歯 □匙小歯 □内縫歯 □発育不全歯 □その他の部位	咬合関係 □上顎前突 □切端咬合 □下顎前突 □その他	歯石沈眉 □無し □判断不可 □有り □色素沈眉	写真撮影 □無□有 整理番号	X線写真撮影 □無 □有 整理番号
その他の情報						

歯科記録用紙（情報収集用）裏面

ファイル番号	記入日時	年 月 日	午前・午後	時 分
患者氏名	♂・♀	記入歯科医師		
生年月日 星・大・昭・平 年 月 日 生 才		氏名	TL ()	
住 所		氏名	TL ()	
通院期間				
X線写真(永久歯列)からの特徴的所見				
1] 1 2] 2 3] 3 4] 4 5] 5 6] 6 7] 7 8] 8	注釈点 デンタルでは撮影範囲をまず記入 歯の状態 (高さ、被科、重なり) 根の状態 (被科、根合、病變など) 骨の状態 (骨膜、骨瘍、白様など)			
9] 9 10] 10 11] 11 12] 12 13] 13 14] 14 15] 15 16] 16				
X線写真(乳歯列)からの特徴的所見				
A] A B] B C] C D] D E] E	注釈点 デンタルでは撮影範囲をまず記入 歯の状態 (高さ、被科、重なり) 根の状態 (被科、根合、病變など) 骨の状態 (骨膜、骨瘍、白様など)			
F] F G] G H] H I] I J] J				
乳歯X線写真(乳歯列)からの特徴的所見				
A] A B] B C] C D] D E] E	注釈点 デンタルでは撮影範囲をまず記入 歯の状態 (高さ、被科、重なり) 根の状態 (被科、根合、病變など) 骨の状態 (骨膜、骨瘍、白様など)			
F] F G] G H] H I] I J] J				